

歯科医療の専門医に関する制度設計と展開について

(一社) 日本歯科医学会連合専務理事

獨協医科大学名誉教授・特任教授

今井 裕

1、現在の歯科専門医制度における意義と問題点

1) 歯科領域の専門性資格におけるこれまでの経緯とその意義

我が国における歯科領域の専門性資格の認定は、1973年日本口腔外科学会による「口腔外科専門医」制度が初めてである。その後、各歯学系学会がそれぞれの専門領域における学術的根拠に基づいた歯科医療を担当する歯科医師を育成する目的で、学会認定（専門）医制度の運用が開始されている。平成30年3月現在、日本歯科医学会43分科会のうち、37学会が学会認定医・専門医制度を設けているが、既に位置づけられている学会歯科（認定）専門医は、それぞれの学会で検討された科学的根拠を基に、各学会が独自に（認定）専門医制度を構築しているもので、自己研鑽の場でもあり、国民に適切な歯科医療を提供する意味でも、重要な役割を果たしていることは否定されるものではない。

その一方で、医療制度改革と医療機関の広告規制緩和に基づき、2002年厚労省告示（専門医告示）により、厚生労働大臣が定める基準をもって、広告可能な専門医資格を認定する団体が定められた。これにより、告示で定める基準を満たすものとして厚労大臣に届け出がなされた団体の認定する資格名が広告可能になった。つまり、医療に関する情報開示を進め、患者の選択を通じて医療を一層質の高い効率的なものにするものである。これを受け、日本歯科医学会は日本歯科医師会、日本歯科医学会専門分科会、ならびに有識者からなる「認定医・専門医制協議会（現、専門性協議会）」（以下、協議会）を立ち上げ、専門分科会から厚労省への認定団体申請の事前審議を行うこととした。新制度導入後、歯科領域では2003年（公社）日本口腔外科学会が広告可能な専門性資格として初めて認定され、現在までに（NPO）日本歯周病学会、（一社）日本小児歯科学会、（一社）日本歯科麻酔学会ならびに（NPO）日本歯科放射線学会の5学会が認定する専門性資格が広告可能と認定されている。なお、「協議会」による事前審査に係わる申し合わせは、現在まで継続して運用されている。

専門医告示の後、日本歯科医学会は「協議会」にて歯科医療における専門医制度の基本原則を示すグランドデザインを策定（2005年）、さらに「専門医制在り方検討会打ち合わせ会」にて、国民視点の歯科専門医制の在り方について協議し、「専門医制度（案）」が取り纏められつつあった（2012年）。しかしながら、2011年厚労省に医科における「専門医の在り方に関する検討会」が設置され、2013年には新たな専門医に関する仕組みが報告書として纏められ、具体的に新たな専門医の制度設計が示された。これを

受け、歯科においてもこれまでの協議事項を踏まえ、改めて国民の視点に立った歯科医療の一層の向上と適正化を図るため、2014年厚労省に「歯科医師の専門医の在り方に関する検討会」を設置し、検討行うよう（公社）日本歯科医師会（以下、日歯）と日本歯科医学会の両会長名で厚労省医政局長宛に要望書を提出した。

2) 現在の歯科専門医制度の問題点

2015年厚労省内に「歯科医師の資質向上に関する検討委員会」が設置され、検討項目の一つに「歯科医療に求められる専門性に関すること」が挙げられ、ワーキンググループ（以下、W.G）が立ち上げられた。W.G.の協議において、現行の歯科専門医制度における問題点が指摘され、関係団体、学会、大学、第三者を交えた協議の場を設定し、歯科医療の専門性のあり方等につき1年を目途に、以下の項目について検討を行う必要性が示された。

- ① 侵襲度の高い歯科治療やハイリスク患者へ対応可能な歯科医師の養成の在り方
- ② 歯科医師の自己研鑽の方策や、研修についての情報提供の在り方
- ③ 各学会の専門医制度について、客観的な評価方法、評価基準等の在り方
- ④ 近接・類似する領域における研修、認定の在り方
- ⑤ 国民に情報提供すべき歯科医療の専門性及び専門性資格とその評価の在り方

2、歯科における新たな専門医制度と今後の展望

1) 新たな専門医制度の創設へ向けて

上記提言に基づき、（一社）日本歯科医学会連合（以下、連合）は、歯科専門医制度委員会を立ち上げるとともに、日歯、有識者ならびに連合からなる「歯科専門性に関する協議会（現、歯科医師専門医制度目的構築のための第三者機構設立作業部会）」（以下、作業部会）に参画し、新たな歯科専門医の在り方について協議を創めた。

まず、歯科における専門医の意義を明らかにし、その上でこれまでの歯科専門医制度の課題を洗い出すこととした。その結果、質が担保された歯科医療を提供するための方策、システムとして専門医を育成すべきで、歯科領域で適切な教育を受けているという証明、担保として生涯研修システムを進めることにより、長期的に見れば歯科の意義、重要性、信頼性が高まること、また、現在我が国が抱える課題のひとつに、急激に進む社会構造の変化があるが、特に医療の世界では、超少子高齢社会が進む中医療のイノベーションが求められていることより、超高齢社会における歯科医療の在り方、そして明らかにされつつある口腔と全身との関係を勘案すると、医科とは異なる観点から歯科領域においても専門医制度は必要であると議論が進められた。

また、現制度では専門医として求められる知識・技能等の認定基準を各学会が独自に設定し、認定していることより、養成される専門医のレベルが異なっていること、また、専門性資格の表示を見ても、その専門性の内容や水準がわかりにくいなど、国民の間からも理解が得られていない現状もあることより、まず、各学会の専門医制度

について、客観的評価を踏まえた根本的な見直しを行う必要があることが指摘された。特に、歯科専門医の広告開示においては、国民に分かりやすく、中立性と公平性を有する組織の評価が前提であることが厚生労働省の指針と推察され、第三者機構の設置は必要不可欠と結論された。なお、協議の際は、歯科医師は主に歯科診療所で一般歯科診療を提供していることが多いこと等の歯科医師の勤務実態を踏まえることが重要であることが併せて結論づけられている。

2) 第三者機構（歯科専門医機構・仮称）の役割と機能

歯科専門医制度に関わる第三者機構が果たす役割は、極めて大きく歯科の将来を決すると言っても過言ではない。新たに創設される歯科専門医機構（仮称）は、歯科医学に関連する学会間の連携を図り、国民に信頼される専門医療を提供するべく、専門医制度の確立と評価、認定を行うことを目指し、以下の役割を果たすものである。

- (1) 歯科専門医の育成
- (2) 歯科専門医制度の設計ならびにその整備
- (3) 各学会における専門医制度の評価と認定
- (4) 各学会における研修施設認定の評価
- (5) 各学会における専門医制度の運営に対する評価と公表
- (6) 歯科専門医制度に関する広報活動
- (7) その他、歯科専門医制度の目的を達成するために必要な事業

なお、超高齢社会における歯科医療の在り方を勘案すると、新たな歯科医療体制の構築は必須であり、この観点から新たな歯科の専門性を構築することも検討された。但し、新たな歯科の専門性を協議する場合、従来の歯科専門医制度との整合性も必要であり、併せて協議するとともに、従来の歯科の概念を超え、各専門分科会が協働し、かつ他団体とも有機的に連携し、何よりも国民に益するものでなければならぬとされている。

現在、日歯、連合が中心となり、新たな歯科専門医制度構築のための第三者機構（歯科専門医機構・仮称）設立に向けて最終的な協議が行われている。（表1）つまり、ようやく新たな歯科専門医制度創設の堵についたところであり、今後は、厚生労働省のご指導を仰ぎつつ、何よりも国民に理解され、国民自らのニーズに沿った安全で適切な歯科医療を受け、かつ、より高度で質の高い歯科医療を享受するためのシステム作りに努力を重ねなければならない。関係各位のご指導とご協力を衷心よりお願いするものである。

参考資料

- 1、第5回 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ、資料3、厚生労働省、平成28年5月13日（金）www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000149014.html
- 2、歯科の専門医制度における日本歯科医学会の取組み 日本歯科医学会提出資料、

利益相反

本稿に関連し、公開すべき利益相反はありません。